

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年2月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300348号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300031号

第1 結論

平成9年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

国民年金の記録を確認したところ、平成9年1月から同年3月までの保険料が未納となっていた。保管していた国民年金保険料領収書の平成9年2月の欄には日付と担当者名が入った印が押されている。保険料を納付した具体的な記憶はないが、自分が納付していなければ、父親がA市役所B出張所で国民年金の手続や保険料の納付を行っていたのではないかと思う。領収書の印は保険料の領収印又は仮領収印ではないかと思うので、当該印について調査の上、請求期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、保管していた国民年金保険料の領収書に請求期間に係る保険料の領収印又は仮領収印が押されていると思われる旨主張しているところ、請求者から提出されたA市の平成8年度国民年金保険料領収書(以下「領収書」という。)の平成9年2月の領収日付印欄と重なる位置に「9年3.4」の日付印(以下「3月4日の日付印」という。)が押されており、1段目は判読できないものの、2段目に日付、3段目に担当者の姓と思われる印影が確認できる。

しかしながら、3月4日の日付印の印影は、領収書で確認できるC銀行D支店の領収印の印影とは異なるほか、A市から提出された「領収日付印台帳」により確認できる同市役所年金担当課の窓口、同市役所B出張所の窓口及び同市出納員による戸別訪問において使用されていた国民年金保険料の領収印の印影とも異なる。

また、A市は、3月4日の日付印の3段目に確認できる姓の職員が、平成8年度に同市の市民税担当課に在籍しており、同年度に在籍していた同姓の職員は当該職員一人であることから、3月4日の日付印は同課の印であり、請求者が保管する領収書に当該印が押されている理由は、税の申告相談において請求者(申告相談者)が提出した領収書の内容を確かに受け付けたことを証するものとして受け付けた職員が名入りの日付印を押し、申告に反映した分の資料を請求

者（申告相談者）に返却したためと思われ、3月4日の日付印は請求期間に係る国民年金保険料の全部又は一部が納付されたことを示す印ではないと考えられる旨回答している。

なお、平成9年2月1日発行の「広報A」により、平成9年2月13日から同年3月17日までの期間にA市庁舎分室及び各出張所で市県民税の申告受付が実施されていること、同年3月3日及び同年3月4日には請求者の当時の住所地であるE地区の指定申告会場であったA市役所B出張所が申告受付の会場となっていること及び持参物として国民年金保険料の領収書等の記載があることが確認できる。

さらに、A市から提出された請求者の「年金納付状況」によると、平成8年6月から同年12月までは国民年金保険料が納付された記録となっているが、平成9年1月から同年3月までは保険料が納付された記録はなく、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、自分又は父親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと思うと陳述しているものの、請求者及び請求者の父親は、いずれも請求期間に係る保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について具体的な記憶はなく、当時の状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。